

令和 5 年 3 月 9 日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和 5 年

第 1 回別海町議会定例会議案

別 海 町 議 会

令和 5 年 第 1 回別海町議会定例会提出予定議案

議 案 番 号	目 次	頁
議案第 3 号	令和 5 年度別海町一般会計予算	1
議案第 4 号	令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計予算	2
議案第 5 号	令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計予算	3
議案第 6 号	令和 5 年度別海町介護保険特別会計予算	4
議案第 7 号	令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第 8 号	令和 5 年度町立別海病院事業会計予算	6
議案第 9 号	令和 5 年度別海町水道事業会計予算	7
議案第 10 号	令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算	8
議案第 11 号	令和 4 年度別海町一般会計補正予算	9
議案第 12 号	令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	10
議案第 13 号	令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算	11
議案第 14 号	令和 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算	12
議案第 15 号	令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算	13
議案第 16 号	令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算	14
議案第 17 号	令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算	15
議案第 18 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算	16
議案第 19 号	別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	17
議案第 20 号	別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	22
議案第 21 号	別海町職員の降給に関する条例の制定について	28
議案第 22 号	別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 23 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 24 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第 25 号	別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	52
議案第 26 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 27 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 28 号	別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	58

議案第 29 号	公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 30 号	別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 31 号	別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	62
議案第 32 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	66
議案第 33 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第 34 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	72
議案第 35 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	75
議案第 36 号	別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第 37 号	別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案第 38 号	別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について	79
議案第 39 号	尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第 40 号	別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第 41 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	84
議案第 42 号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第 43 号	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	93
議案第 44 号	別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について	94
議案第 45 号	工事請負契約の締結について	95
議案第 46 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	96
議案第 47 号	町道の路線認定及び廃止について	104
承認第 1 号	専決処分した事件の承認について	107
同意第 2 号	別海町監査委員の選任について	108
同意第 3 号	根室町村等公平委員会委員の選任について	109
報告第 2 号	専決処分の報告について	110
報告第 3 号	専決処分の報告について	111

議案第 3 号

令和 5 年度別海町一般会計予算

令和 5 年度別海町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 号

令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度別海町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 5 号

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計予算

令和 5 年度別海町介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 6 号

令和 5 年度別海町介護保険特別会計予算

令和 5 年度別海町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 7 号

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 8 号

令和 5 年度町立別海病院事業会計予算

令和 5 年度町立別海病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 9 号

令和 5 年度別海町水道事業会計予算

令和 5 年度別海町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 10 号

令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算

令和 5 年度別海町下水道等事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 11 号

令和 4 年度別海町一般会計補正予算

令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 9 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 12 号

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 4 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 13 号

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算

令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 14 号

令和 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 15 号

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 4 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 16 号

令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算

令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 17 号

令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 18 号

令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算

令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 19 号

別海町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

別海町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 5 条第 2 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、法第84条中「60日以内」とあるのは「28日以内」と、「同条第1項」とあるのは「別海町個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年別海町条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(別海町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であると認めるときは、別海町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年別海町条例第 号）第2条に規定する別海町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(別海町個人情報保護条例の廃止)

第2条 別海町個人情報保護条例（平成14年別海町条例第43号）は、廃止する。

(別海町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の別海町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第13条第1項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧実施機関から委託された旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務（以下「旧個人情報取扱事務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において当該旧個人情報取扱事務に従事していた者に係る旧条例第13条第2項の規定による当該旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第23条第1項若しくは第2項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第22条に規定する手数料等を含む。）、訂正及び利用の停止等については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は

加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報はこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正)

第4条 別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成16年別海町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条において同じ。)」を加える。

第12条第1項を次のように改める。

指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくはその管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくはその管理する公の施設の業務に従事していた者に係る前条の規定による改正前の別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第12条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(別海町自治基本条例の一部改正)

第6条 別海町自治基本条例(平成23年別海町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（個人情報の適正な取扱い）

第10条 行政は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益が侵害されないようその保有する個人情報について、適正に取り扱います。

2 議会は、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を適正に取り扱います。

議案第20号

別海町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

別海町情報公開・個人情報保護審査会条例を次のように制定する。

令和5年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別海町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、情報公開制度における不服申立てに関する事件若しくは個人情報保護制度における審査請求に関する事件又は個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項ごとに、その調査審議を行うため、別海町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査会に付された事件又は事項に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 諮問庁 別海町情報公開条例（平成14年別海町条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第18条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした町の機関（別海町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年別海町条例第 号）第2条第1項に規定する町の機関をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 町政情報 情報公開条例第11条第1項の規定による公開を行うかどうかの決定（次条第1号において「公開決定等」という。）に係る町政情報（情報公開条例第2条第2号に規定する町政情報をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第2号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

（所掌事項）

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ、公開決定等又は情報公開条例第7条に規定する公開請求に係る不作為についての不服申立てに関する事項
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項
- (3) 別海町個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

（組織）

第5条 審査会は、委員5人で組織する。

（委員）

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

2 委員は、第2条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、不服申立て及び審査請求（以下「審査請求等」という。）に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、町政情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された町政情報又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求等に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、町政情報に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求等に係る事件に関し、審査請求人（不服申立人を含む。以下同じ。）、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求等に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求等に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求等に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報 の 適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、町の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、町の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、町の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(別海町情報公開条例の一部改正)

第2条 別海町情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 情報公開審査会(第19条―第29条)」を「第3章 削除」に改める。

第18条第1項中「別海町情報公開審査会」を「別海町情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第19条から第29条まで 削除

(旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前条の規定による改正前の情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第19条の規定により設置された別海町情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた不服申立てに関する諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施

行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際現に旧情報公開審査会の委員である者又は施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第28条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置）

第4条 施行日前に別海町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第2条の規定による廃止前の別海町個人情報保護条例（平成14年別海町条例第43号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第34条第1項の規定により設置された別海町個人情報保護審査会（以下「旧個人情報保護審査会」という。）にされた不服申立てに関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

- 2 この条例の施行の際旧個人情報保護審査会が行っている旧個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項及び旧個人情報保護条例の運営に関する事項に関する調査審議並びに個人情報保護制度の在り方に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当するものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

- 3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護審査会の委員である者又は施行日前において旧個人情報保護審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第39条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

議案第 21 号

別海町職員の降給に関する条例の制定について

別海町職員の降給に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町職員の降給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員（別海町職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 1 号）第 3 条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第 2 条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職

務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。
この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 別海町職員の給与に関する条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに別海町職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、別海町職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議案第 22 号

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

別海町職員の定年等に関する条例（昭和 58 年別海町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1

項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「て退職させることができる」を「るものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、別海町職員の給与に関する条例（昭和26年別海村条例第1号）第7条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和59年別海町条例第12号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（これらの職のうち医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理

監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前

の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２ 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章 雑則

第１４条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（定年に関する経過措置）

３ 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４ 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和４年改正条例による改正前の第３条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年（第７条各号に掲げ

る職を占める職員にあつては当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の別海町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の別海町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4

月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第 3 条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第 3 条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この条から附則第 6 条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第 1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第 2 条の規定により退職した者

（2） 旧条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は前条第 1 項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

（4） 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であつ

て、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

（2） 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

（3） 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（4） 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（5） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（6） 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第

1 項若しくは第2 項又は附則第6 条第1 項若しくは第2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4 条 任命権者は、前条第1 項の規定によるほか、組合（町を構成団体とする地方自治法第2 8 4 条第1 項に規定する地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6 条において同じ。）における前条第1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和1 4 年3 月3 1 日までの間、任命権者は、前条第2 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2 項の場合においては、前条第3 項から第5 項までの規定を準用する。

第5 条 任命権者は、新地方公務員法第2 2 条の4 第4 項の規定にかかわらず、附則第3 条第1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第1 2 条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1 項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内

で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- （1） 施行日以後に新たに設置された職
- （2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第 23 号

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

別海町職員の給与に関する条例（昭和 26 年別海町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第 4 条の 2 法第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 3 条第 3 項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年別海町条例第 4 号）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 3 を削る。

第11条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第4項中「この条」を「この項」に改め、同条第5項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2第1項第1号及び第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に、「以下」を「第3号において」に改める。

第18条の4の前の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第3条第4項及び第5項、第4条、第8条」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

7 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2） 町立別海病院及び出先診療所に勤務し医療業務に従事する医師

- (3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、

附則第 9 項の規定による給料その他附則第 7 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100
-----------	--	----------	----------	----------	----------	----------	----------

」を「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 187, 700	円 215, 200	円 255, 200	円 274, 600	円 289, 700	円 315, 100

」に改める。

別表第 2 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員		193, 600	204, 700	223, 200
-------	--	----------	----------	----------

」を「

定年前再任 用短時間勤 務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 193, 600	円 204, 700	円 223, 200

」に改める。

別表第 3 中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用 職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100
-----------	--	----------	----------	----------	----------	----------

」を「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 235, 100	円 255, 400	円 262, 600	円 272, 800	円 289, 100

」に改める。

別表第４中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、
「

再任用 職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800
-----------	--	----------	----------	----------	----------	----------	----------

」を「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 188, 700	円 215, 300	円 243, 500	円 256, 900	円 282, 100	円 322, 800

」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

(経過措置)

第２条 改正後の別海町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第
７項から第１３項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第
６３号。以下「改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務して
いる職員には適用しない。

第３条 改正法附則第９条第２項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」と
いう。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条

の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される別海町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年別海町条例第4号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される別海町職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年別海町条例第4号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第3条第4項及び第5項、第4条、第8条から第9条の2まで、第17条の2並びに第18条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 24 号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 26 年別海町条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「6 月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 59 年別海町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 16 条の 2 の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若し

くは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

議案第 26 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年別海町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 12 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第 27 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年別海町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- （3） 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 9 条に次の 1 号を加える。

- （3） 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第 17 条の表第 4 条の 2 の項を削り、同表第 11 条第 2 項の項及び第 18 条の 2 第 2 項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条に規定する育児短時間勤務（同法第１７条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員に対する別海町職員の給与に関する条例（昭和２６年別海村条例第１号）附則第７項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

議案第 28 号

別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年別海町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 22 条の 4 第 1 項」に、「同法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への別海町職員の派遣等に関する条例（平成 14 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5） 別海町職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

3 別海町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 5 年別海町条例第 号）
附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、別海町職員

の定年等に関する条例第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 30 号

別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

別海町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町監査委員条例の一部を改正する条例

別海町監査委員条例（平成 9 年別海町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条を第 13 条とし、第 3 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（議員のうちから選任される監査委員）

第 3 条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

別海町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町手数料条例の一部を改正する条例

別海町手数料条例（平成 12 年別海町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定は、多機能端末機（町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する通信端末機で、各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による申請には、適用しない。

別表を別記のように改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1	租税公課に関する証明	1件につき 300円 土地建物に対する租税公課については、土地1筆家屋1棟までを1件とし、以上1筆1棟増すごとに100円を加える。
2	住宅用家屋に関する証明	1件につき 300円
3	会社、組合及び法人に関する証明	1件につき 300円
4	納税に関する証明	1税目、1年につき300円。ただし、1税目増すごとに100円を加算する。完納証明については、全税目につき300円
5	営業及び請負業に関する証明	1件につき 300円
6	自動車の臨時運行の許可	1両につき 750円
7	戸籍の記録事項証明	1通につき 450円
8	除かれた戸籍の記録事項証明	1件につき 750円
9	戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 350円
10	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円
11	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき 450円
12	届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付若しくは同法第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円
13	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付	1通につき 1,400円
14	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき 350円

15	公権その他諸資格に関する証明	1 件につき	300円
16	住民票、戸籍附票に関する証明	1 件につき	200円
17	住民票の閲覧	1 件につき	100円
18	住民票の写しの交付	1 枚につき200円。ただし、多機能端末機による申請に基づく交付にあっては、1 件につき200円とする。	
19	戸籍の附票の謄本又は抄本の交付	1 件につき	200円
20	広域交付住民票の交付	1 件につき	200円
21	印鑑の登録	1 件につき	350円
22	印鑑に関する証明	1 件につき	300円
23	鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付	1 通につき	3,400円
24	公簿書類の複写	1 件	200円
25	公簿書類等の閲覧	1 件	100円
26	地籍図、行政区画地番改正図の複写	1 枚	500円
27	筆界点番号図、確定図、各種網図、地籍集成図の複写	1 枚	1,000円
28	地籍簿、その他成果図簿の複写	1 枚	500円
29	成果部分複写	1 枚（1 枚の大きさは B 4 までとする。）	500円
30	地籍図、行政区画地番改正図の閲覧	1 枚	200円
31	筆界点番号図、確定図、各種網図、地籍集成図の閲覧	1 枚	300円
32	地籍簿、その他成果図簿の閲覧	1 枚	200円
33	優良宅地造成の認定	1 件につき	86,000円
34	優良住宅新築の認定	床面積の合計	
		100㎡以下	12,100円
		100㎡を超え500㎡以下	14,500円

		500 m ² を超え 2,000 m ² 以下	18,300円
		2,000 m ² を超え 10,000m ² 以下	42,300円
		10,000 m ² を超え 50,000m ² 以下	50,900円
		50,000 m ² を超えるもの	66,400円
35	議会に関する議事録の謄本又は抄本	1 枚（1 枚の大きさは B 4 までとする。） 100円	
36	農業委員会が行う現地目証明	1 筆 1,000円	
37	行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	1 枚 10円（カラーにあっては1 枚 20円）	
38	行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	1 枚 10円（カラーにあっては1 枚 20円）	
39	その他の証明	1 件につき 300円	

議案第 32 号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和 35 年別海町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項から第 4 項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第 3 条第 1 項中「100 分の 4.9」を「100 分の 6.66」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「30,000 円」を「22,000 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「30,000 円」を「22,000 円」に改め、同条第 2 号中「15,000 円」を「11,000 円」に改め、同条第 3 号中「22,500 円」を「16,500 円」に改める。

第 6 条中「100 分の 1.6」を「100 分の 2.32」に改める。

第 7 条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第7条の3第1号中「9,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「4,500円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「6,750円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の1」を「100分の1.81」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「6,000円」を「7,000円」に改める。

第9条の3中「4,000円」を「5,000円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「19,600円」を「15,400円」に改め、同号イ（ア）中「21,000円」を「15,400円」に改め、同号イ（イ）中「10,500円」を「7,700円」に改め、同号イ（ウ）中「15,750円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「5,600円」に改め、同号エ（ア）中「6,300円」を「5,600円」に改め、同号エ（イ）中「3,150円」を「2,800円」に改め、同号エ（ウ）中「4,725円」を「4,200円」に改め、同号オ中「2,450円」を「4,900円」に改め、同号カ中「2,800円」を「3,500円」に改め、同項第2号ア中「14,000円」を「11,000円」に改め、同号イ（ア）中「15,000円」を「11,000円」に改め、同号イ（イ）中「7,500円」を「5,500円」に改め、同号イ（ウ）中「11,250円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号エ（ア）中「4,500円」を「4,000円」に改め、同号エ（イ）中「2,250円」を「2,000円」に改め、同号エ（ウ）中「3,375円」を「3,000円」に改め、同号オ中「1,750円」を「3,500円」に改め、同号カ中「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第3号ア中「5,600円」を「4,400円」に改め、同号イ（ア）中「6,000円」を「4,400円」に改め、同号イ（イ）中「3,000円」を「2,200円」に改め、同号イ（ウ）中「4,500円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「1,600円」に改め、同号エ（ア）中「1,800円」を「1,600円」に改め、同号エ（イ）中「900円」を「800円」に改め、同号エ（ウ）中「1,350円」を「1,200円」に改め、同号オ中「700円」を「1,400円」に改め、同号カ中

「８００円」を「１，０００円」に改め、同条第２項第１号ア中「４，５００円」を「３，３００円」に改め、同号イ中「７，５００円」を「５，５００円」に改め、同号ウ中「１２，０００円」を「８，８００円」に改め、同号エ中「１５，０００円」を「１１，０００円」に改め、同項第２号ア中「１，０５０円」を「１，２００円」に改め、同号イ中「１，７５０円」を「２，０００円」に改め、同号ウ中「２，８００円」を「３，２００円」に改め、同号エ中「３，５００円」を「４，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全

に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は公布の

日から施行する。

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 34 号

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
別海町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童
健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用
者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活そ
の他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全
育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」

という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 35 号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年別海町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険条例（昭和 35 年別海村条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る別海町国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 37 号

別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別海町営畜牛育成牧場の設置及び管理に関する条例（平成 23 年別海町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表放牧牛の欄中「260 円」を「310 円」に、同表人工授精対象牛及び受精卵移植対象牛の欄中「340 円」を「440 円」に、同表舎飼の欄中「590 円」を「860 円」に、同表受精卵移植対象牛捕獲料の欄中「2,630 円」を「2,900 円」に、同表重種の欄中「260 円」を「400 円」に、同表軽種、中間種、日本在来種の欄中「230 円」を「370 円」に、同表ポニー、子馬（1 才未満）の欄中「180 円」を「310 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例の制定について

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町中小企業融資条例の一部を改正する条例

別海町中小企業融資条例（昭和 41 年別海町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号ただし書中「ただし」の次に「、」を加え、「の不急」を「保証協会が信用保証の対象外と定める」に改める。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

附則第 5 項中「平成 35 年」を「令和 6 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例の一部を改正する条例

尾岱沼ふれあいキャンプ場条例（平成 16 年別海町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「観光」の次に「に関する情報の提供」を加え、「に関する情報の提供」を「の販売」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

別表 1 中「

バンガロー A	同上	15
バンガロー B	同上	1

」を「

バンガロー	同上	15
-------	----	----

コテージ	同上	1
------	----	---

」に改める。

別表２中「

バンガローA	1棟1泊につき	4,000円
バンガローB	1室1泊につき	6,500円

」を「

バンガロー	1棟1泊につき	4,000円
コテージ	1室1泊につき	14,500円
コテージ暖房費	1室1泊につき	3,300円

」に改め、同表に次のように加える。

付記

暖房費を徴収する期間は、毎年１１月１日から翌年３月３１日までとする。ただし、この期間外であっても暖房を使用した場合は、これに相当した額を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例の制定について

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町ふれあいランド条例の一部を改正する条例

別海町ふれあいランド条例（平成 17 年別海町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「の目的」を削る。

第 4 条第 2 号中「観光」の次に「に関する情報の提供」を加え、「に関する情報の提供及び販売」を「の販売」に改め、同条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

別表中「

テントサイト	1 張 1 日につき	800 円
--------	------------	-------

」を「

テントサイト	1 張 1 日につき	800 円
ウッドデッキ	1 基 1 日につき	2,600 円

」に改め、同表中「午後４時」を「午後１時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

別海町道路占用料徴収条例（昭和 5 0 年別海町条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を別記のように改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物		1本につき1年	円
	第1種電柱		430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330

	広告塔			表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	590
	その他のもの			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	780
法 第 32 条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ 1 メートルにつき 1 年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160
	外径が0.7メートル以上 1 メートル未満のもの				230
	外径が 1 メートル以上のもの				470
法 第 32	自 動 運	法第 2 条第 2 項	地下に設けるも	長さ 1 メート	2

条第1項第3号に掲げる施設	行補助施設	第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	の	ルにつき1年	8
			その他のもの		
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	620
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390
			地下に設けるもの		230
	その他のもの			780	
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			290	
	地下に設ける通路			180	
	その他のもの			780	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平	59

			方メートルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	780
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	59
備考				
1 金額の単位は円とする。				
2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。				
3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				

- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるときは、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 9 占用料の額を算出する場合において、算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 2 号

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例（令和 4 年別海町条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 中「

舞台 映像機器	プロジェクター（大）、スクリーン	一式 1 回	1,350 円
------------	------------------	--------	---------

」を「

舞台	プロジェクター（大）、スクリーン	一式 1 回	1,350 円
----	------------------	--------	---------

映像機器			
ホール（舞台） コンサートグランド ピアノ		1 回	20,910円

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 3 号

職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について

職員の再任用に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

職員の再任用に関する条例を廃止する条例

職員の再任用に関する条例（平成 1 4 年別海町条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 4 号

別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例の制定について

別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町地域情報通信施設条例を廃止する条例

別海町地域情報通信施設条例（平成 1 8 年別海町条例第 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第45号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | イーストタウン寿団地公営住宅改修建築工事（3号棟） |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 96,690,000円
(内消費税及び地方消費税額 8,790,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | みどり・岡田経常共同企業体
経常共同企業体構成員 |
| | 代表者 | 野付郡別海町西春別駅前西町46番地
みどり建工株式会社
代表取締役 庄司 豊
野付郡別海町西春別宮園町11番地
株式会社岡田工務店
代表取締役 岡田 啓 |

議案第 46 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、尾岱沼、中春別、中西別、上風連及び上春別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

(第1次変更)

北海道別海町尾岱沼辺地
(辺地の人口 1,349人、面積 29.4km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町尾岱沼・尾岱沼潮見町・尾岱沼港町・尾岱沼岬町

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町尾岱沼港町155番地1

(3) 辺地度点数

124点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

公民館～住民がコミュニティ活動・交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、老朽化が著しく利用に支障を来しているため、改修を行う必要がある。

産業農林道～保安林の整備を行うため林業専用道を新設する必要がある。【尾岱沼地区 (L=2,900m W=3.6m)】

経営近代化施設～安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
公民館 (東公民館長寿命化改修事業)	別海町	170,000		170,000	170,000
産業農林道 (尾岱沼地区林道整備事業)	北海道	87,000	65,250	21,750	21,600
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(15,440) 8,400	(14,514) 7,896	(926) 504	(900) 500
合 計		(272,440) 265,400	(79,764) 73,146	(192,676) 192,254	(192,500) 192,100

総合整備計画書

(第5次変更)

北海道別海町中春別辺地
(辺地の人口 947人、面積 125.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中春別西町3番地1

(3) 辺地度点数

109点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【中春別東町本通中通線(L=120m W=5.0m)】
- 通学バス～ 本辺地から中春別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 集会施設～ 住民の交流等を行う場として必要不可欠な施設であるが、建築から相当年数が経過し老朽化が著しいため、改修を実施し、延命化を図る必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【東富岡地区(L=1,033m W=4.0m)、平成地区(L=3,798m W=5.5m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【平和地区(L=1,610m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	38,200	19,833	18,367	18,200
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	11,538	3,750	7,788	7,700
集 会 施 設 (地域会館等整備事業)	別 海 町	15,700		15,700	13,900
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	166,000	83,000	83,000	41,500
産 業 道 路 (東富岡地区基盤整備促進事業外1事業)	北 海 道 町	295,668	215,095	80,573	77,800
産 業 農 林 道 (平和地区農道整備事業)	北 海 道	90,000	69,750	20,250	20,200
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	(412,772) 411,242	(388,003) 386,565	(24,769) 24,677	(24,600) 24,500
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	325,800	219,400	106,400	106,400
合 計		(1,355,678) 1,354,148	(998,831) 997,393	(356,847) 356,755	(310,300) 310,200

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町中西別辺地
(辺地の人口 633人、面積 136.2km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町中西別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町中西別本町18番地

(3) 辺地度点数

126点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【中西別上風連線(L=5,605m W=5.5m)、中西別緑町1条通線(L=140m W=4.0m)】

通学バス～ 本辺地から中西別小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。

産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【北中西別地区(L=2,048m W=4.0m)】

経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (橋梁長寿命化補修事業外2事業)	別海町	(1,417,749) 1,417,123	(956,469) 970,518	(461,280) 446,605	(459,900) 444,300
通学バス (スクールバス購入事業)	別海町	23,252	3,750	19,502	19,000
産業道路 (北中西別地区農道整備事業)	北海道	274,100	137,050	137,050	137,000
経営近代化施設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	124,800	117,312	7,488	7,300
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	354,400	238,610	115,790	115,700
合計		(2,194,301) 2,193,675	(1,453,191) 1,467,240	(741,110) 726,435	(738,900) 723,300

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町上風連辺地
(辺地の人口 386人、面積 119.7km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上風連

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上風連174番地44

(3) 辺地度点数

148点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上風連地区1号線(L=1,346m W=4.0m)】

産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
【開南地区(L=3,030m W=4.0m)、上風連北地区(L=2,196m W=4.0m)、根室中部7号支線地区(L=220m W=4.0m)、開南北第1地区(L=630m W=4.0m)、開南北第2地区(L=300m W=4.0m)】

電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
交通道路 (上風連地区1号線改良舗装事業外1事業)	別海町	(193,610) 66,110	(40,723) 40,723	(152,887) 25,387	(152,700) 25,200
産業農林道 (上風連北地区農道整備事業外4事業)	北海道 別海町	(1,098,056) 1,051,101	(669,826) 633,436	(428,230) 417,665	(427,700) 417,200
電気通信施設 (光ファイバ整備事業)	別海町	311,500	209,800	101,700	101,700
合 計		(1,603,166) 1,428,711	(920,349) 883,959	(682,817) 544,752	(682,100) 544,100

総合整備計画書

(第4次変更)

北海道別海町上春別辺地
(辺地の人口 806人、面積 101.1km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町上春別

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町上春別南町6番地1

(3) 辺地度点数

146点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 交通道路～ 近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため、計画的に道路の改修、橋梁の架け替え及び補修を実施し、延命化を図る必要がある。【上春別原野54線(L=4,450m W=4.0m)】
- 生活バス～ 本辺地内の住民の生活基盤となるバス路線維持のため、適切に車両の更新を進める必要がある。
- 通学バス～ 小・中学校への遠距離通学対策として通学バスは必要不可欠なものであるが、現存車両の老朽化が進んでいるため、更新購入する必要がある。
- 下水道～ 施設の老朽化に伴う事故・機能停止は社会生活に重大な影響を及ぼすため、改築・更新を計画的に進める必要がある。
- 産業道路～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【上西別地区(L=547m W=4.0m)、恩根内地区(L=1,096m W=4.0m)】
- 産業農林道～ 大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。【大成零号地区(L=3,738m W=4.0m)】
- 経営近代化施設～ 安定した畜産物供給体制の確立のため草地整備等を行い、自給飼料基盤の強化を図る必要がある。
- 電気通信施設～ 現在、光ブロードバンドサービスの提供エリアは町内の一部に限られており、電気通信に係る地域間格差の解消を図るため、光回線の整備を進める必要がある。

3. 公共的施設の整備計画 令和元年度から令和5年度までの5年間

(単位:千円)

施 設 名	区 分 事業主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
交 通 道 路 (橋梁長寿命化補修事業外1事業)	別 海 町	341,900	44,905	296,995	296,700
生 活 バ ス (地域生活バス購入事業)	別 海 町	27,620		27,620	27,400
通 学 バ ス (スクールバス購入事業)	別 海 町	(43,671) 21,789	(7,500) 3,680	(36,171) 18,109	(35,400) 17,000
下 水 道 (農業集落排水事業)	別 海 町	163,200	81,600	81,600	40,700
産 業 道 路 (上西別地区基盤整備促進事業外2事業)	北 海 道 別 海 町	244,250	151,565	92,685	90,900
産 業 農 林 道 (大成零号地区農道整備事業)	北 海 道	646,000	500,650	145,350	145,200
経 営 近 代 化 施 設 (畜産担い手総合整備型再編整備事業)	北海道農業公社	41,600	39,105	2,495	2,300
電 気 通 信 施 設 (光ファイバ整備事業)	別 海 町	263,100	177,200	85,900	85,900
合 計		(1,771,341) 1,749,459	(1,002,525) 998,705	(768,816) 750,754	(724,500) 706,100

議案第 47 号

町道の路線認定及び廃止について

町道の路線を次のように認定及び廃止する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

1 認定する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
203	西春別地区62線	別海町西春別320番地1地先	別海町西春別347番地18地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
408	別海常盤町31線	別海町別海新栄町2番地3地先	別海町別海新栄町370番地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
588	別海新栄町32線	別海町別海118番地74地先	別海町別海118番地104地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
743	別海新栄町2丁目線	別海町別海新栄町9番地1地先	別海町別海新栄町325番地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項
844	別海新栄町3丁目線	別海町別海新栄町83番地1地先	別海町別海新栄町301番地先	—	道 路 法 第 8 条 第 2 項

2 廃止する路線

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	備 考
203	西春別地区62線	別海町西春別235番地12地先	別海町西春別347番地18地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
408	別海常盤町31線	別海町別海新栄町2番地3地先	別海町別海新栄町183番地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
588	別海新栄町32線	別海町別海118番地74地先	別海町別海118番地72地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
743	別海新栄町2丁目線	別海町別海新栄町9番地1地先	別海町別海新栄町132番地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項
844	別海新栄町3丁目線	別海町別海新栄町83番地1地先	別海町別海新栄町114番地先	—	道 路 法 第 10 条 第 3 項

承認第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 1 日

別海町長 曾 根 興 三

同意第2号

別海町監査委員の選任について

次の者を別海町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 住 所 | 野付郡別海町別海寿町63番地の76 |
| 2 | 氏 名 | 竹 中 仁 |
| 3 | 生年月日 | 昭和33年9月15日 |
| 4 | 任 期 | 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで |

同意第 3 号

根室町村等公平委員会委員の選任について

次の者を根室町村等公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 住 所 | 標津郡中標津町東 5 条南 8 丁目 1 番地 6 |
| 2 | 氏 名 | 大 形 幸 男 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 2 6 年 1 0 月 1 2 日 |
| 4 | 任 期 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月15日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和4年3月11日議案第29号により議決を経て締結、令和4年4月19日に専決処分した、グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「106,557,000円（内消費税及び地方消費税額9,687,000円）」を
「107,514,000円（内消費税及び地方消費税額9,774,000円）」に改める。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月9日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月22日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和4年7月25日議案第63号により議決を経て締結した、風連1号配水池外1改修工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「55,033,000円（内消費税及び地方消費税額5,003,000円）」を「54,758,000円（内消費税及び地方消費税額4,978,000円）」に改める。

